

相手国・政府・ 国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ケニア	ナイロビ西部環状道路建設計画 (詳細設計)のための贈与に関する 日本国政府とケニア共和国 政府との間の交換公文	ナイロビ西部環状道路建設計画(詳細設計)を実施する ために必要な役務の購入	36,000千円 H24.6.30まで	H22.2.23 ナイロビ で (同日)	日本側 岩谷滋雄在ケニア 大使 ケニア側 ウフル・ケニヤ ツタ副首相兼財務大臣	H22.3.16 103号
ケニア	気候変動による自然災害対処能力 向上計画のための贈与に関する 日本国政府とケニア共和国政 府との間の交換公文	気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	500,000千円 H22.3.31まで	H22.3.8 ナイロビ で (同日)	日本側 岩谷滋雄在ケニア 大使 ケニア側 ウフル・ケニヤ ツタ副首相兼財務大臣	H22.3.24 110号
ケニア	森林保全計画のための贈与に関 する日本国政府とケニア共和国 政府との間の交換公文	森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務 の購入	1,100,000千円 H22.3.31まで	H22.3.8 ナイロビ で (同日)	日本側 岩谷滋雄在ケニア 大使 ケニア側 ウフル・ケニヤ ツタ副首相兼財務大臣	H22.3.24 111号
ケニア	第二次西部地域県病院整備計画 のための贈与に関する日本国政 府とケニア共和国政府との間の 交換公文	第二次西部地域県病院整備計画を実施するために必要 な生産物及び役務の購入	27,000千円 H24.5.31まで	H22.3.19 ナイロビ で (同日)	日本側 岩谷滋雄在ケニア 大使 ケニア側 ウフル・ケニヤ ツタ副首相兼財務大臣	H22.4.9 198号
ケニア	エソロビ市及び周辺地域給水シス テム改善計画のための贈与に関 する日本国政府とケニア共和国 政府との間の交換公文	エソロビ市及び周辺地域給水システム改善計画を実施す るために必要な生産物及び役務の購入	2,560,000千円 H27.12.31まで	H22.7.26 ナイロビ で (同日)	日本側 岩谷滋雄在ケニア 大使 ケニア側 ウフル・ケニヤ ツタ副首相兼財務大臣	H22.8.5 367号
ケニア	ナイロビ西部環状道路建設計画 のための贈与に関する日本国政 府とケニア共和国政府との間の 交換公文	ナイロビ西部環状道路建設計画を実施するために必要 な生産物及び役務の購入	2,507,000千円 H27.12.31まで	H22.11.16 ナイロビ で (同日)	日本側 高田総久在ケニア 大使 ケニア側 ウフル・ケニヤ ツタ副首相兼財務大臣	H22.11.29 492号
ケニア	食糧援助に関する日本国政府と ケニア共和国政府との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	940,000千円 H23.11.30まで	H22.11.16 ナイロビ で (同日)	日本側 高田総久在ケニア 大使 ケニア側 ウフル・ケニヤ ツタ副首相兼財務大臣	H22.11.29 493号
ケニア	H I V ・ A I D S対策計画のため の贈与に関する日本国政府と ケニア共和国政府との間の交換 公文	H I V ・ A I D S対策計画を実施するために必要な生 産物及び役務の購入	294,000千円 H25.12.31まで	H22.12.10 ナイロビ で (同日)	日本側 高田総久在ケニア 大使 ケニア側 ウフル・ケニヤ ツタ副首相兼財務大臣	H22.12.28 528号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。